

平成26年 第5回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 平成26年3月20日(木) 午後3時30分から午後4時25分
- 2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室
- 3 出席委員 (5名)

教育委員長	大塚保男
教育委員長職務代理者	木村江里
教育委員	伊勢浩子
教育委員	田中博行
教育長	真籠毅
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 (10名)

教育部長	藤原繁光
学務課長	中谷隆弘
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	小林由治
学務課主幹(総務担当)	青柳茂
生涯学習課長	下地哲
生涯学習課生涯学習担当主査	戸田博史
中央公民館長	上杉光博
西公民館長	石川誠
東公民館副館長	斎藤尚之
図書館・郷土資料館長	佐藤清美
- 6 議事日程

議案第1号	平成26年度教職員の人事について
議案第2号	平成26年度教育委員会職員の任命について
議案第3号	別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
議案第4号	別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号	別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則の制定について
議案第6号	別海町学校給食費の改定について

－【開 会】－

大塚委員長

ただ今から、平成２６年第５回の別海町教育委員会会議を開会いたします。

本日の出席委員は、５名です。別海町教育委員会会議規則第５条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

開会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

平成２５年度も最後の会議となりました。残すところ１０日余りとなりましたけれども、今年は例年になく暴風雪に見舞われ、学校では臨時休校や卒業式の延期も余儀なくされました。幸いにも事故や施設等の災害もなく、卒業式も本日の２校をもって無事終了いたしました。おかげ様で卒業生たちは逞しく成長され、通いなれた学び舎を去る寂しさと新しく始まる自分の進路へ夢と希望を持って巣立ちました。各学校とも厳粛な中に工夫を凝らした温かみのある感動的な卒業式が行われたのではないかと考えております。３月２４日、来週月曜日の終了式で町内の全校が３学期を終えます。職員の皆さんの尽力によって今年度も何事もなく１年が無事に終わられますことに感謝を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

－【前回会議録の承認】－

大塚委員長

では、日程第２「前回会議録の承認」であります。２月２０日に開催しました平成２６年第２回から３月１２日、第４回の持ち回り会議までの会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正、ご意見等ありましたら発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

大塚委員長

ないということですので、第２回から第４回までの会議録について承認することとしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

大塚委員長

会議録について、承認することといたします。

－【報 告】－

大塚委員長

それでは、日程第３「報告」に入ります。

真籠教育長から報告事項をお願いいたします。

真籠教育長

それでは、私のほうから３月７日に開催されました、第３回の教育委員会以降から本日までの行事や実施事業等について報告します。

まず、３月８日土曜日ですが、別海中央小学校音楽部の第２０回定期演奏会が同校の体育館で開催されております。永きにわたり地区大会や全道大会で輝かしい成績を修めてきた音楽部の２０年目の節目ということで、指導されてきた歴代の先生や卒業生も多く集まり、合同演奏などで交流を深めてお

大塚委員長

りました。

3月5日から開催されていた議会定例会が13日まで継続して開催され、無事閉会しております。

3月12日になりますが、午後から第5回（仮称）別海町生涯学習センター建設基本構想策定委員会が開催されました。長時間にわたり熱心な検討がなされております。

翌13日には、町内中学校5校で卒業式が執り行われております。

なお、同日、持ち回り会議となりましたが、第4回教育委員会議を開催しております。

翌14日も4校の中学校と2園の幼稚園で卒業式・卒園式を実施する予定でしたが、暴風雪のため、15日、17日へとそれぞれ延期となっております。

17日には、第2回別海町防災会議が開催されて、各専門機関から多様な意見が出されまして、修正協議のうえ別海町の防災計画が決定されております。

3月18日から20日までの日程で、町内の小学校9校でそれぞれ卒業式が執り行われ、これで幼稚園3園、小学校9校、中学校9校の卒業式・卒園式が無事修了しております。

19日には、別海地区の平成寿大学の修了式が中央公民館で開催されております。25年度の修了生は133名となっております。

同日、別海町商工会女性部から小学校新1年生の入学祝と交通安全を祈願して、手作りの「鈴」の贈呈がありました。本日開催の校長会で配付をしております。

本日20日、13時30分から校長会・教頭会の合同会議が開催されております。

以上雑駁ですが、報告とさせていただきます。

－【議 事】－

それでは日程第4「議事」に入ります。

議案第1号「平成26年度教職員の人事について」及び議案第2号「平成26年度教育委員会職員の任命について」は、人事案件になりますので、関係する職員以外は一旦、退席願いたいと思います。

－【議案第1号】－

－（非公開）－ 原案可決

－【議案第2号】－

－（非公開）－ 原案可決

－【議案第3号】－

大塚委員長

それでは、議案第3号に入ります。

議案第3号「別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

学務課主幹(学校
適正化計画等担
当)

議案3ページをお開きください。

議案第3号「別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

本規則につきましては、学校教育法において、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ、市町村は必要な援助を行なうこととされ、本町でも準要保護世帯への就学援助を行なっているところではありますが、国が実施する要保護児童生徒援助費補助制度におきまして、平成22年度から要保護世帯への就学援助事業に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されまして、これらの項目が地方交付税措置に算入されていることから、北海道教育委員会から市町村で実施する就学援助においても援助費目の追加について検討要請がなされ、検討してきたところではありますが、道内では平成23年度に全市町村の3分の1、平成24年度には約半数の市町村が援助対象に追加し、根室管内におきましても平成24年度から根室市で実施される等、適用拡大が図られている状況であります。これを踏まえまして当町でも援助対象費目に追加しまして、準要保護世帯の負担軽減を図るよう規則を改めるものであります。

別添資料1で説明いたします。4ページをお開きください。

別海町就学援助規則新旧対照表にて説明いたします。右側が改正前、左側が改正後であります。

4ページの別表中の科目、学用品通学用品費、新入学用品費、体育実技用具費の援助金額を変更しております。これは、平成26年4月から消費税が5%から8%へ増税されることに伴いまして、国の予算単価が改正されるため、これに併せ変更するものであります。

下段のほうになります。援助科目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たに追加しております。

援助金額は、実費（ただし、毎年度文部科学大臣が「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」に定める予算単価の額を上限とする。）

対象学年は、クラブ活動費にあつては小学校又は中学校のクラブ等に所属する児童生徒、また、生徒会費及びPTA会費は全学年、支給月は6月、9月、区分は準要保護者のみとしております。

3ページ下段ですが、附則といたしまして、この規則は、平成26年4月1日から施行する。

以上で議案第3号、「別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定に

大塚委員長

ついて」の内容説明を終わります。

ただ今、説明が終わりました。準要保護世帯への援助ということで国の方針で進められているわけですが、消費税が8%になるため、別表の金額が変更されたこと。それから新たに追加した科目として、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費ということで、それぞれこのように変更・追加し、4月1日から実施していくという説明ですけれども、これについて何かご質問等ございますか。

大塚委員長

これについては、要保護者ではなく、準要保護者だけ変更になるということでしょうか。

学務課長

そのとおりです。要保護は、福祉のほうで対応しておりまして、準要保護の場合は要保護の基準額の1.3倍までの収入の方が対象となります。

教育部長

付け加えさせていただきます。要保護であっても援助対象によっては、この援助の対象となります。修学旅行費、医療費については、要保護であっても支給の対象となります。

大塚委員長

解りました。他にご質問・ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

なければ採決いたします。議案第3号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

－〔議案第4号〕－

大塚委員長

続きまして、議案第4号「別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

学務課主幹(学校
適正化計画等担
当)

議案5ページをお開きください。

議案第4号「別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

本規則は国の補助制度により特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な援助を行なっているものでありますが、国の補助予算単価が改正されることから、これに併せ規則を改めるものであります。

別添資料2、4ページをお開きください。

別海町特別支援就学奨励費補助規則新旧対照表にて説明いたします。右側が改正前、左側が改正後であります。

4ページ別表中、学用品通学用品費、新入学用品費、体育実技用具費の援助金額を変更しております。これにつきましても、先ほどの別海町就学援助

大塚委員長

規則と同様、平成26年4月から消費税が5%から8%へ増税されることに伴いまして国の予算額が改正されるため、変更するものであります。

3ページの下段になります。附則として、この規則は、平成26年4月1日から施行する。

以上で議案第4号「別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について」の内容説明を終わります。

大塚委員長

ただ今説明があったとおりですが、先ほどの議案第3号と同じように、金額の変更ということで、これについては消費税の関係で変更されたということです。

何かご質問・ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

ご質問がなければ採決いたします。議案第4号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

－〔議案第5号〕－

大塚委員長

続きまして、議案第5号「別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課生涯
学習担当主査

それでは議案第5号「別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則の制定について」説明いたします。

今月7日に開われました本会議におきまして、史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画の策定を決定いただいたところです。今後はこの保存管理計画を基に、駅通所建物の修理など、史跡の整備を進めていくことになります。

史跡の整備とは、史跡を保存し且つ活用する目的で実施する様々な措置のことです。史跡の保存と活用の関係は、保存を極度に重視すれば活用が難しくなり、逆に活用を極度に重視すれば保存が危うくなるという、両義的で相矛盾する関係にあります。この両者のバランスを見極め、整備の手法を決定していくには、学識経験者や専門家らから成る検討委員会を設置し、十分に協議検討しながら進めていく必要があることから、本規則を定めるものです。以下、条文の朗読は省略いたしまして、本規則の要点のみ説明いたします。

まず議案書7ページの第2条ですが、整備検討委員会の任務としまして、史跡整備の基本計画、基本設計、実施設計、その他整備に関して教育委員会が認める事項について、協議検討することと定めております。

次のページ、8ページになりますが、第3条で委員の定数を8名以内とし、

	第４条で任期を「委嘱された日からその日の属する年度の翌年度の末日」としております。すなわち最長で２年の任期となりますが、再任することも可能となっております。 第７条で専門部会を置くことができるとしておりますが、これは今後予定されている駅通所建物の修理工事に関し、より技術的専門的な検討を行う目的で設置するものです。 ９ページに附則としまして、この規則は平成２６年４月１日から施行することとしております。 検討委員会設置後の予定ですが、駅通所の修理については、保存修理基本設計・実施設計の検討を行い、平成２８年度から平成３０年度までの３年間で予定しております修理工事に際しましても、検討委員会で随時協議・検討することにしております。史跡全体の整備については、来年度より整備基本計画策定の検討に入り、平成２９年度に整備基本設計、平成３０年度に整備実施設計の検討を検討委員会で行い、平成３１年度より駅通所建物修理以外の部分の史跡整備を開始することにしております。 以上で説明を終わります。
大塚委員長	前回承認されました保存管理計画に基づいて史跡の整備をしていくため、駅通所整備検討委員会を設置する規則を制定すると説明がございました。 学識経験者、専門知識を有する者となると人選するのが大変になってくるかと思うのですが、専門家は大都市のほうからお願いするということになるのですか。
生涯学習課生涯学習担当主査	保存管理計画策定委員会のほうで、建築史の専門家、北海道大学名誉教授の角先生ですとか、観光学の専門の西山先生ですね。そういった大学教授ですとか高等専門学校の准教授ですとか、そういった方を招いて、この管理計画のほうも策定しておりましたが、整備検討委員会のほうでも同じように専門家に引き続きお願いしていこうと思っております。
大塚委員長	同じ方ですか。
生涯学習課生涯学習担当主査	同じ方を中心にして考えていきたいと思っております。
大塚委員長	解りました。何かご質問・ご意見等ありませんか。 （「なし」の声あり）
大塚委員長	なければ採決いたします。議案第５号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
大塚委員長	異議なしと認め、議案第５号について原案のとおり決定することといたします。

－〔議案第6号〕－

大塚委員長

続きまして、議案第6号「別海町学校給食費の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

学務課長

議案第6号「別海町学校給食費の改定について」ご説明いたします。

本年2月7日の教育委員会議におきまして、学校給食費に係る改定について学校給食センター運営委員会に諮問することに関して決定をいただいております。その諮問に対しまして、2月14日付けで学校給食センター運営委員会から答申を受けておりますので、答申の内容についてご説明申し上げます。

1 1 ページをご覧ください。

1 学校給食費については、平成21年度に改定後、米・パン・麺類などの主食及び牛乳が値上がりする中で副食のメニューの工夫や食材の選定に努力することにより、1食あたり単価を維持していることに対して評価するところです。

2 今般の改定については、税抜き単価を据え置き、平成26年4月実施の消費税改定にあたり増税分を改定するものであり、給食の安定維持のためには、やむを得ないとの結論に達しました。

教育委員会におかれましては、本答申を踏まえ、学校給食の円滑な運営について、さらに努力されることを望みます。という答申をいただきまして、その後3月10日から九つの学区の保護者向けの説明会を開催しております。中西別地区については、日程の都合で、学校のほうから説明をしていただくことになっておりまして、説明については終わっております。それから3月26日に上西春別地区、1地区残っております。この間、終了した7地区においては、特に異論等は出ず、ご了解をいただいているという状況です。ただ、1・2件、21年度改定から若干主食等値上がりしている部分について、給食のほうで運営していけるのかという、逆にご心配の声をいただいたというようなこと中で進んできております。

このような状況ですので、予定どおり学校給食費の改定をさせていただきたいと考えております。

議案のほうに戻しまして、改定する給食費ですけれども、幼稚園が187円から192円。5円の増額となります。

小学校につきましては、242円から249円。7円の増額です。

中学校につきましては、281円から289円。8円の増額となります。

前回諮問の時に、幼稚園の部分について、6円の値上げという説明をさせていただいた経緯がございますが、主食・副食・牛乳ということで、それぞ

れ税抜き価格に消費税を掛けて積み上げた部分で算出をしておりましたが、そうしますと6円ということになるんですけど、保護者の方の部分については、合算された額でしかみていないということになりますので、この187円に3%プラスすると192円になるということの中で、1円については町のほうの持ち出し分に対応するというので、5円の値上げという形にさせていただいております。

以上のような単価の設定で、平成26年4月1日から改定をさせていただきますという内容になります。よろしくお願いいたします。

大塚委員長

学校給食費について、課長から説明があったとおり、以前の会議で、諮問について議案として出ておりましたけれども、結果的には、幼稚園はプラス5円、小学校はプラス7円、中学校はプラス8円ということで、消費税の値上げ分について値上げをするということです。特に幼稚園については、説明があったとおり前回の試算ではプラス6円ですけども、1円については、町の負担ということで、プラス5円ということでの提案です。4月1日から実施していきたいという提案ですが、これについて、何かご質問・ご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

なければ採決いたします。議案第6号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

大塚委員長

それでは、日程第5「その他」に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

教育部長

特にございません。

大塚委員長

委員のほうから何かありますか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

以上で本日予定していました案件については全て終了いたしました。

これをもちまして第5回教育委員会議を閉会いたします。皆さんどうもご苦勞様でした。

－【閉 会】－